

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年 第2回福津市教育委員会定例会	
開 催 日 時	令和3年2月18日(木) 午前 10時30分から 午後 0時22分まで	
開 催 場 所	福津市役所 本館2階 大会議室	
委 員 名	(1) 出席委員 柴田教育長、藤井委員、青木委員、 半澤委員、今村委員	
所 管 課 職 員 職 氏 名	榊教育部長、宮原教育総務課長、水上学校教育課長、 永島郷育推進課長、堀田文化財課長、永松主幹兼指導 主事、伊澤指導主事兼教育指導係長、藤岡指導主事兼 教育指導係長、笹田総務企画係長、松本	
会 議	議 題 (内 容)	・議案第3号小規模校入学特別認可制度に伴う認定に ついて(追加) ・議案第4号福津市教育懇話会委員の委嘱について ・協議 ・報告 ・その他
	公 開 ・ 非 公 開 の 別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開
	非 公 開 の 理 由	審議中案件、人事案件の協議のため
	傍 聴 者 の 数	5人
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会 議 録 署 名 委 員	柴田教育長	
	青木委員	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 日程第1 開会の宣言

柴田教育長：皆さんおはようございます。

突然の寒波襲来で、交通機関が大分乱れていたようでございます。時間を1時間遅らせまして、令和3年第2回の定例教育委員会を始めたいと思います。構成委員5名中、ただいまの出席委員は5名で、会議は成立しております。

直ちに会議を開かせていただきたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますが、日程第5の協議事項、小中学校の課題については、新設校の問題、あるいは、生徒指導上の案件、あるいは、教職員の人事の案件経過等も含めて非公開にせざるを得ない部分もありますので、後でお諮りすることになると思います。

新設校については、手光地区での案の場合の費用やスケジュール、教育施策など、市として改めて比較検討していくことになるかと思いますが、庁内での協議も全然進んでいない状況でございます。

ですから、順番を入れ替えて、日程の第5より、第6、第7を先に議題として取り上げさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（全員賛成）

それでは、日程第6以降を先に行い、日程第5の協議は最後にさせていただきます。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

柴田教育長：それでは、本日の会議録署名は私と青木委員で確認、署名をすることといたします。よろしいですか。

青木委員：はい。

柴田教育長：よろしく申し上げます。

3 日程第3 議案第3号小規模校入学特別認可制度に伴う認定について（追加）

柴田教育長：それでは、日程の第3でございます。議案第3号小規模校入学特別認可制度に伴う認定について（追加）を、これを議題といたしたいと思います。

事務局より説明を求めます。水上学校教育課長、よろしくお願いいたします。

水上課長：おはようございます。学校教育課長の水上です。よろしくお願いいたします。

資料の1ページになります。

議案第3号小規模校入学特別認可制度に伴う認定について、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月18日、福津市教育委員会教育長、柴田幸尚。

理由でございます。小規模校入学特別認可制度に伴う入学及び転入学申請が関係保護者から提出されたので、福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱第7条の規定に基づき、当該児童の認定を行う必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次ページ、2ページのほうを御覧ください。

まず一番上の表でございます。今回追加ということで、1名そちらのほうにお名前を掲載しております。先月の教育委員会の中で勝浦小学校の特認制度については承認をいただきましたが、そのときにはまだこの児童の転入が整っていませんでした。今回転入されて来られましたので、本日の教育委員会にお諮りしているという流れでございます。

今回承認をいただければ、特認の児童数を含めまして、勝浦小学校の児童数の合計は74名になります。令和3年4月からこの形でいきたいということで、今回提案するものでございます。

提案理由は以上でございます。よろしく願いいたします。

柴田教育長：前回、1月28日の教育委員会定例会で、勝浦小学校の特別認可制度のことをお諮りしたと思いますが、新たに1名追加ということで提案が挙がっております。何か質疑を受け付けますけれども、よろしいですか。

ではないようですので質疑を終結しまして、議案第3号の採決をします。

議案第3号を原案のとおり承認するということに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程第3、議案第3号小規模校入学特別認可制度については、原案のとおり承認されたということで、来年度勝浦小学校は74名の児童でスタートするということでございます。

#### 4 日程第4 議案第4号福津市教育懇話会委員の委嘱について

柴田教育長：引き続きまして、日程第4、議案第4号福津市教育懇話会委員の委嘱について、これを議題としたいと思います。

事務局に提案理由の説明を求めます。宮原教育総務課長、よろしく願いします。

宮原課長：おはようございます。教育総務課長の宮原です。

資料の3ページをお願いします。

議案第4号福津市教育懇話会委員の委嘱について、上記の議

案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月18日。福津市教育委員会教育長、柴田幸尚。

理由です。福津市教育懇話会規則（平成20年教育委員会規則第6号）第3条の規定により、別紙名簿のとおり福津市教育懇話会の委員を委嘱することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条及び福津市教育委員会事務委任規則（平成17年教育委員会競う第7号）第2条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。これが、この議案を提出する理由です。

教育懇話会は、市の教育施策や教育総合計画について、教育委員会の諮問に応じて調査や審議をしていただく機関であり、これまでに教育大綱や教育総合計画の策定に係る審議、コミュニティ・スクールをはじめとする市の教育施策についての審議をいただいています。

昨年度は、福津市コミュニティ・スクール充実、発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備について、昨年12月から3月まで計4回の会議を経て、委員の皆様には様々な立場からたくさんの御意見や御提案をいただき、3月に答申をいただいております。

この委員の任期が令和2年3月末までとなっております。

現在、市の喫緊の課題である過大規模校の問題があり、その対応を様々に行っていく一方で、市が今後進める教育についてコミュニティ・スクールや、小中9年間を見通した教育の取り組みなどを審議していただく必要があると考えており、今回委嘱するものです。

委員名簿の案は4ページになります。

委員の構成といたしまして、学識経験者、学校長代表、社会教育関係者、児童福祉関係者、保護者、公募の市民代表となっております。

今回新たに学識経験者として、弁護士の春田久美子先生に入っていただく予定です。

春田先生は、刑事、民事事件はもちろん、行政、家事、少年事件を手広く担当し、小中高校で法教育における出張事業を行っておられます。

本市の審議会としても、情報公開個人情報審議会や、いじめ防止対策審議会の委員を経験されており、専門的なお立場から御意見をいただけることを期待しております。

なお、前回より再任の方が4名おられます。

以上が、今回の教育懇話会の委嘱についての概要でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

柴田教育長：よろしいですか。

教育懇話会は、本市教育委員会のいわゆる諮問機関でござい

ます。新たに委員の委嘱の提案でございます。

質問等ありましたら挙手をお願いします。

今村委員どうぞ。

今村委員：9番と10番のお二人の方は、公募ということですが、公募についてはどのように選出しているのですか。

宮原課長：市のほうに申し込みをされた方の中から、選出しております。

榊部長：審議会の公募委員さんについては、毎回広報に募集を挙げて、総務課のほうが一括して管轄を行っていて、それぞれテーマに沿った作文を提出していただいて、総務課で点数をつけて、決定ということになっております。

今村委員：分かりました。

榊部長：冒頭で教育長が申し上げたように、小中学校の課題を、非公開の場で整理をしていくのですが、同時に教育懇話会も喫緊に開催させてもらって、諮問、答申というような形で協議を進めさせていただきたいと考えているところです。

柴田教育長：よろしいですか。

それでは、議案第4号を原案のとおり承認いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員賛成)

ありがとうございます。

それでは、令和3年3月1日から令和5年2月28日までの教育懇話会委員は、この10名の方をお願いしたいと思います。

## 5 日程第6 報告

柴田教育長：それでは、先に日程第6をさせていただきます。日程第6、報告でございます。教育長の動静報告です。前回から昨日までの動静報告でございます。

ちょうど教職員の人事の時期で、教育事務所や市町村の教育委員会に行ったり、訪問を受けたりということがありました。

今村委員：質問が2点あります。1月28日のコロナウイルス対策会議と、2月4日の校長業績評価開示についてです。このコロナウイルス対策会議は、小中学校のコロナウイルス対策についてということですか。

柴田教育長：これは市全体のコロナウイルス対策についてです。

このときの会議では、ワクチン接種に向けての準備段階で、このような組織をつくりますといったことなどを話し、この時点ではまだ日程は決まっていなかったのですが、ちょうど昨日から動き出しました。そのような内容を、健康福祉部から提案をいただいた会議でございました。この会議は、部長以上は出席するということになっています。

今村委員：全国では、医療関係の方を優先するというふうに、報道されて

いますけど、福津市も大体そのような形になるのですか。

柴田教育長：そうですね。水光会病院が接種の拠点になるということです。

今村委員：そのような場合、教職員関係の方は優先にはならないのですか。児童生徒とたくさん接しているのです。順番として、そのあたりはどうなのですか。

榊部長：ワクチンの確保という問題がありますので、当然国の方針に沿ってということにならざるを得ません。

どこかに頼めばワクチンが手に入るという類いのものではありませんので、国の指針、方向性に基づいてというような形にはなってくるかと思えます。

このコロナウイルス対策会議では、先ほど教育長も申し上げましたとおり、市の対策本部ということで、主たる部分はワクチン接種に対する対策室をつくるというところでの協議内容でした。

今村委員：学校現場のほうは、コロナウイルス対策は、従来どおりのやり方ということですね。

榊部長：そうですね。

既に学校医等と協議をさせていただいて、ガイドラインもいち早く作成をして対応していくというようなところですよ。

今村委員：もう1点の質問は校長業績評価開示についてです。今はどのような形で校長業績評価というのはされているのですか。

柴田教育長：では、永松指導主事より説明をお願いします。

永松指導主事：校長先生方、それから、教頭先生方の業績評価につきましては、最終評価者が教育委員会になっております。これまでに、初期面談、中間面談、最終面談を、教育長、部長にさせていただいて、それを基に業績評価を出していくという仕組みになっております。

一般教諭の先生方については、教頭先生と校長先生で、第一次評価者、最終評価者というような形で出しています。

それで、あなたはこの評価ですよというのが、この開示という機会になります。

今村委員：一般教員の方の評価と、管理職の方の評価ですね。管理職の方の評価は教育委員会のほうということですね。

永松指導主事：そうですね。教育長が最終評価者になります。

今村委員：一般教員の方の評価に関して、いろいろと問題とかそういうのがあったりすると、自己評価と開示された評価にどうしてもずれが出てくると思えます。そのあたりの調整とか、そういうのはあるのですか。

永松指導主事：基本的には評価基準というのがありまして、それに基づいて校長先生、教頭先生に評価をつけていただいているのですが、やはり少しいろいろ校長先生のお考えとかもあります。そのところは教育委員会へも提出がありますので。

柴田教育長：開示請求はもちろん非評価者もできるわけです。S、A、B、

C、Dの5段階評価です。なぜ私がAなんですか、Bなんですか、Cなんですか、Dなんですか、と開示請求はできます。それで、D評価となると今度は定期的な研修を受けなければいけません。研修を要する評価をいたしますよということを校長、教頭が教員に対してするわけです。

榊部長：教職員については、最終評価者は校長先生なのですが、評価に対する苦情処理というか、申し立ての期間は、教育委員会の中で第三者的な中立的な立場で、救済機関というのは設置しております。例えば結果が出た後に、その結果に対して不服ということになれば、教育委員会のそういった救済機関で判断をしていくという仕組みになっているということは申し添えておきたいと思います。

今村委員：分かりました。

柴田教育長：よろしいですか。

それでは、次に諸報告としまして、「福津市立学校におけるパワーハラスメントの防止に関する指針について」と、「福津市立学校におけるセクシャル・ハラスメント等の防止に関する指針について」を水上学校教育課長よりお願いします。

水上課長：座って失礼します。

お手元のほうに、パワーハラスメントの防止に関する指針と、セクシャル・ハラスメントの防止に関する指針があると思います。そちらのほうを参照していただきたいと思います。

詳細内容については、割愛させていただきたいと思いますので、概要だけ説明させていただきたいと思います。

まず、こちらのほうの指針を策定する経緯というか背景についてでございますが、今まで明確な指針がなかったというのが一つあります。これは福津市に限らず、近隣の市町村を含めましてほとんどの市町村においては指針がなかったものと確認しております。

もう一つは、昨年9月に県のほうから懲戒処分の指針の改正が行われまして、その中で、パワーハラスメントについての改正が明記されたということがございました。今後本市としても学校としても、どのような予防策を取ってきたかとか、どのような対応を取ってきたかということが問われてくるということがございますので、そういったものも踏まえまして、今回指針のほうを作成させていただきたいというところで、本日報告をさせていただきたいと思っています。

ポイントといたしましては、まずはパワーハラスメント、セクシャル・ハラスメントの判断基準を定めまして、その辺を明確化していきたいということで指針の中にその部分を盛り込んでおるところでございます。指導とパワハラとの線引きということが大きなところだと思っています。その辺のところをこの指針の中で明記させていただいているところがございます。

それから、学校長の責務であるとか、職員の適切な指導であるとか、また、相談窓口を明確に設けさせていただいているところでございます。学校教育課のほうが相談窓口ということで、学校教育課長が相談窓口という形で、指針のほうを策定させていただいているところでございます。

このことを策定することで、良好な職場環境の確保や、不利益の防止、また、働きやすい環境づくり職場づくりを目指していければということで今回策定しております。

中身につきましては、割愛させていただきますが、策定するまでのスケジュールといたしましては、事前に学校長、また学校の御意見、意見聴取を踏まえて策定しております。その意見を踏まえまして、修正等を加え、策定させていただいておりますので、併せて報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：これは4月1日からですね。

水上課長：はい。4月1日からです。

柴田教育長：昨今難しいものがあります。特にこのパワハラについては、先ほど課長も言いましたけど、指導とハラスメントの線引きが非常に難しいということです。指導で言ったつもりが、受け手によっては、ハラスメントだと受け止める場合もあります。

これは他の自治体に先駆けて、指針をつくるということで、先だって管内の教育長会でも、このような内容でつくりますということで説明させていただいたところです。

早速大野城市からも問い合わせがあったりしました。

福岡教育事務所管内では、一番先導的な指針と言われているところです。

今村委員：これは、下ろし方はどういう形で下ろすのですか。校長会で下ろすのですか。

榊部長：校長会のほうには、一旦もうお示しはしていますので、本日教育委員会の中で報告させていただいて、3月に学校のほうにということで考えております。

今村委員：校長は当然、他の教員の方にもこういう指針があるんだということを知ってもらわないと、意味がないからですね。

榊部長：そうですね。学校の中にも校内組織として位置づけをしてほしいということで、この指針の中に入れてあります。その分も既に学校長自体承知済みの話ということです。まさに今、来年度に向けての校内組織ということをお検討されていらっしゃるんだろうと思いますが、その中に位置づけするような形にはなってくると思います。

柴田教育長：半澤委員どうぞ。

半澤委員：福津市では、そのパワーハラスメントの事例というのは多いのですか、去年1年は何件ぐらいありましたか。

榊部長：確実にパワハラがあったというところはありません。

ただ、いろいろな相談の中でパワハラまがいのと言いますか、先ほど教育長も申されたように、どうしても教職員というのは注意したりとか指導したりしながら、教職員として資質も向上していきます。いわゆる校内研修が教職員の資質向上の1つの大きな柱になってくるのかなと思います。やはりそのやり方というところで、相手がどう受け止めるのか、そういったところでそういうふうなパワハラじゃないのか、というような話というのは実際に挙がってはきております。そのときには当然指導主事をはじめとして、学校といろいろ協議しながら、実際の実事確認をさせていただきながら、進めております。

半澤委員：お互いのために分かりやすくなるわけですね。

榊部長：一番大事なものは意識をどうつけていくかということだと思っています。そのような意図をもって、指針のほうを作成したというふうに聞いております。

柴田教育長：校内の組織等については、もちろん今までもあったんですけど、来年度から組織をつくり、それを可視化するというか、そういう形になると思います。

藤岡指導主事に、教育長会で説明をさせていただいたのですが、藤岡指導主事から何かありますか。

藤岡指導主事：これにはつけていないんですけど、スキーム図といって、パワハラを防止したり、迅速に対応するために、このような組織をつくって、という図を作りました。

そして、校内の中に、校内ハラスメント防止委員会ということで、ハラスメントを受けたとか、相談があったとか、実際にそういった事象が起こったときに、管理職を中心として、学年主任、また、男女のバランスが大事かなと思っているので、事務職や養護教諭の組織を学校内でつくってもらったりしています。

学校教育課長を窓口にして、当事者からの相談電話を受け付けるというような体制や、学校教育課の事務局の中にもそういった事案に対してどう対応していくか、学校にどう指示をしていくか、事務局の中にもそういったハラスメント防止対策委員会を立ち上げて、学校と学校教育課の事務局で、この未然防止と早期対応に努めていこうという組織をつくって対応していくということです。

そういった組織があるということも先生方にも周知していくことで、防止と迅速な対応の2つから、対応できたらということ、教育長会の中でも説明させてもらっているところです。

やはり、学校現場でそういった組織があるんだ、いつでも相談できるんだ、ということを周知していくことが非常に大事なかなと思っています。

以上です。

半澤委員：そういう組織の中では、秘密厳守というのは物すごく大事だと

思います。パワハラを受けている人というのは我慢してしまうところがあると思います。それでも勇気を出して訴えたときに、それがパワハラをしている人に漏れたり、伝わってしまうということがあった場合は、もう二度と声をあげることができなくなり、もっとひどい目に合うということがあり得ると思いますし、実際聞いたこともあります。そこは秘密厳守で安全をしっかり保障してあげるといった体制がすごく大事なのではないかなと思います。

藤岡指導主事：おっしゃるとおりで、そのパワハラに対して管理職が関係している場合もありますので、なかなか受けている人が管理職に相談するのは非常に難しいと思っていますので、その校内組織の構成には男女比も意識しています。だから、その当事者からの相談窓口を、学校でももちろんできるのですが、第三者的な機関として、学校教育課で課長が窓口になって相談を受けるということを対策として考えております。やはり秘密厳守に関しては慎重に進めていく必要があると思います。

榑部長：学校の中だけの場合ではそのようなところも危惧しておりますので、「職員からの相談を学校教育課長において受け付ける」というように記載をさせていただきました。

それともう一つ、指針の中を見ていただいたら分かると思うのですが、県や国の機関の相談窓口ということで、電話番号等をあえて載せさせていただいています。こういうところにも相談窓口がありますよということで、載せさせてもらっていますので、御理解をしていただければというふうには思っています。

今村委員：いいですか。

この3ページのところに、校内組織（ハラスメント防止委員会）を設置する、と書いてありますね。

学校現場では、例えばいじめ対策委員会など、いろいろな組織がたくさんあります。いじめ対策委員会と、この中身は違うのですが、そもそもパワーハラスメントの対策のための防止委員会をわざわざつくる必要があるのかなと感じます。パワハラの場合は上司から部下へのものが多いから、校長先生が学校経営をきちんとされて、職員同士の風通しを良くして、生き生きとした職場づくり、雰囲気づくりをしておれば良いのではないかなと思います。

自分たちの中でこういう組織をつくったら、逆にやりにくくなるような感じもします。このような委員会をつくることで、逆に忙しくなるような感じもします。このような委員会を例えば定期的に週1回開くとなると、またそれで時間が取られると思います。だから、校長先生が日頃から職員とのコミュニケーションをきちんと取っておれば良いと思います。

しかし、それでもパワハラは起こる場合はあるから、そのよ

うなときは教育委員会の窓口があるということでしたので、そういったところが機能しておれば、わざわざつくる必要もないような気もするのですが。

藤岡指導主事：新しく委員会をつくるということではありません。

実は教育委員会事務局のハラスメント防止対策委員会というのをまだ立ち上げておりません。例えば職員が業績評価に苦情を申しした場合に対応する既存の組織を、そのままハラスメントが起きたときの対策の組織として活用するという形です。

恐らく学校でも、そういった事象が起こったときに事務職員を交えて集まるような形で、学校の中にあるいじめ対策委員会等と重なっているメンバーが多いので、そういった事象があったときに、どういうふうに対応していこうかということ相談する場になればということです。名称としてハラスメント防止委員会をつくって、学校にはいろいろな委員会があるので、既にある委員会を活用してもらえればということでも周知したいと思っています。

今村委員：定期的にやるとかいうのではなく、既存の組織を利用するということですね。

藤岡指導主事：そうですね。

永松指導主事：特別委員会ということですね。

半澤委員：事例があったときにだけ対応するんでしょうけど、どこに言えばいいかというのがはっきりしているというのが相談しやすいという意味では望ましいのではないかと思いますね。

榊部長：おっしゃるとおりで、風通しの良い組織を目指していくために、どう意識づけをしていくかということが大切になってくるのかなと思っています。

このハラスメント防止委員会に、毎月何かしなさいとかそういう話ではなくて、それこそ校長からのパワハラもあるでしょうし、同僚間でのパワハラもあるでしょうし、先輩後輩からのパワハラもあるでしょうし、逆の場合も想定もされますので、全体的な意識づけというところで、そういった集約できるようなところは必要になってくるのかなというような考え方ではありません。

学校任せというところだけにした場合、校長先生自体もずっとおられるわけでもないですので、やはりそこは学校という組織の中でこのように取組をしていく必要性というのはあるのかなというふうには考えています。

柴田教育長：よろしいですか。

教員の研修や指導とかいうのは、よく最近メンター制度と言って、メンターとかメンティという言葉を使ったりするんですけど、先輩教師がメンター、後輩がメンティで、同じ教科や同じ校務分掌で、校内で学び合うとかそういう制度もあります。

困ったときの相談機関とって、こういうハラスメントの防止委員会、パワハラ、セクハラ以外にもマタハラやモラハラとかいろいろ言葉があるのですが、福津市の場合にはそこに養護教諭や事務職員の皆さんなど、総合的に、学校を担っていく人たちを委員として挙げて、気軽にいつでも相談できるようにするという事です。

今村委員のおっしゃるように教員の業務が増えたからこそ、そういう悩みを相談できる機関というのを学校に設置するのは良いのではないかと考えております。風通しの良い職場や、日頃のコミュニケーションというのは、もちろん大事なのですが、福間南小学校や福間小学校というのは、職員数が80人や90人です。そのような学校で、校長が日頃からコミュニケーションを取るとするのは非常に難しいと思います。教員以外にも給食調理員さん、あるいは、特別支援教育支援員の皆さんだとか、あるいは、市雇いのスタッフもいっぱいいますので、それを含めると100人を超える場合もあります。そういった方にもこのような機関が学校にはあるんですよということで、体制を整えていこうということです。

動かしながらいろいろ課題も見えてくるから、そこは教育委員会が調整をしながら整えていくというように考えております。先生方のメンタルヘルスが子どもの指導にいい影響を与えるということで、ストレスを抱えられて子どもの前に立っていただくというのを、我々としては一番心配しているわけですから、そういったことは決してないように、システムを整えていくというのは教育委員会としての責務というように考えます。

せんだって校長研修でも駒田由美子先生にハラスメントの講義を受けたりもいたしました。それから昨年末、九州大学の元兼教授も呼んで、学校長の経営の在り方等について講義を受けました。

幸い本市ではそういった相談苦情が今のところはないのですが、福岡教育事務所管内では、幾つも相談がいつているという話は聞いています。

また随時そういった御意見をお持ちだったら、教育委員会でおっしゃっていただいて大丈夫だと思います。

藤井委員：この校内組織の設置は凄く良いと思います。先生たちの話せる場をつくるのが、先生方のストレスも無くなって子どもたちにも良い影響が与えられると思います。

以前から学校のいじめ件数や不登校の件数というのがなかなか教育委員会の場に出てこなかったりしているので、その件数が今どうなっているかを教えていただきたいと思います。先生方の指導によって件数が減っていったりすることもあるので、その件数を何か月間に1回でもいいので、出していただきたいです。学校の規模によって、いじめ件数や不登校の件数は変

わってくると思うのですが、やはりその辺も見ておきたいので、出させていただきたいなというふうに思います。

今日ではなくてもいいのですが、以前は毎月もらっていたときもあつたりしましたので、増えているとか、生徒間の暴力の件数や、生徒と先生の暴力の件数などですね。

永松指導主事：そうですね。毎月報告は挙げていますので、恐らく以前はその資料をお配りしていたのだと思います。

藤井委員：その辺が今現在どのぐらい増えているのか、学校によって違うのでしょうか、学校名は出さなくても、件数だけでもあれば、見ておきたいと思っています。

柴田教育長：毎月、月例報告といって、報告が各学校から挙がってきますし、教育事務所にもそれを挙げなければいけないシステムになっていますので、その資料を提供します。

よろしいですか。

藤井委員：はい。

柴田教育長：では永松指導主事から、管内教育長会議についての報告をお願いします。

永松指導主事：『2月管内教育長会議より』という資料を御覧ください。2月12日（金）に教育長会議に出てまいりましたが、そのときに配付された資料になります。

福岡県立学校管理規則の一部改正についてです。

これにつきましては、資料4枚目に、令和2年4月1日に国ほうから下りてきております、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」ということで、この概要を添付させていただいております。

これを受けての県立学校管理規則を改正したということで、それを受け、市町村でも教育委員会規則においてこれを明記なさいというようなことで下りてきている文書でございます。

2ページ目は、その県立学校宛てに福岡県が出している内容になりますが、1か月の時間外在校等時間数が45時間以内。それから、1年間の時間外在校等時間数が360時間以内ということで、福津市でも令和2年4月1日からの教職員の働き方改革取組指針には、同じ時間で、働き方改革を推進するように指針のほうを作成させていただいておりますが、現状としましてはやはりまだこの45時間以内は守れておりません。

なかなか教職員が行うべき業務内容が変わらないまま、働く時間だけを削減というのも難しいところがあります。ただ、今は緊急事態宣言が発令されているところも並行してあるのですが、各学校では20時以降は残らないというところでそれぞれ取組を進めていっております。

この県からの指針を受けまして、国のほうにも明記されてお

りますが、本市でも、持ち帰り業務等を整理しながら、またどういふふうにしていったらこの働き方改革を推進できるのかというところも併せて検討しながら、この教育委員会の規則策定について動いてまいりたいというふうに思います。

ということで、概要の説明でございます。以上です。

柴田教育長：よろしいですか。

これも指針です。先ほどのパワハラ、セクハラも指針ですけども、国のほうから下りてきた指針で、一番はやはり超過勤務時間を毎月45時間以内。年間360時間以内にしないと、これが基本ですよ、というところです。

半澤委員：今は大体何時間ぐらい残業をされているんですか。

柴田教育長：個人差もかなりありますけども。

半澤委員：月で100時間とかされている方も普通にいらっしゃるんですか。

永松指導主事：やはり部活動がありますので、中学校はどうしても増えてきます。部活動の指針も出ておりますが、土、日どちらかは部活動をされています。

柴田教育長：これは、土、日の部活動指導の時間も超過勤務に入るわけです。

永松指導主事：そういうところも、昔よりは随分減ってはいるのですが、やはりその辺で先生方の時間数がちょっと増えてきます。

今村委員：部活動は、そのように土日、1日休むということになっているみたいですけど、そうすると朝練をするような部活も出てくると思います。そのあたりはどうかですか。

部活動に関しては、校長先生がお願いしているということで、なかなかあまり踏み込めないというか指導しにくい部分もあるとは思いますが、土、日できないんだったら、今度は朝練というふうには、やっぱり熱心な先生はどうしてもそうなると思います、そのあたりの把握はされていますかね。

永松指導主事：朝出勤したときからの勤務時間を、校務支援ソフトを使って状況把握をしておりますので、朝来たときにパソコンで出勤と押していただいたら、その時間も勤務時間というふうになっていきますので、朝練の分も入るようになっていきます。

今村委員：入るわけですね。

それが増えているということはないんですか。朝練が増えたら出勤時間も長くなりますよね。

永松指導主事：そういうことも含め、あるとは思いますが。

今村委員：教職員自身もそこところは意識していかないといけないと思います。基準が出来ても、結局抜け道とかいろいろあるわけです。

やはり中学3年生を持っている場合は、調査書を書いたりするので、勤務時間を過ぎるのは仕方ないですよ。業務上、教職という仕事は仕方ないと思います。持ち帰りもなるべくしない

ようにと書いてありますが、持ち帰りがないと、20時以降も仕事が残っている場合は持ち帰らないとできないですね。

そういう体制になっているので、どこを削るかといったら、例えば部活動の時間を削るとか、何とか委員会とかいろいろなところを、組織としてはあっては良いのですが、なるべく会議は減らすということをしていかないと、自分たちの努力がないとやっぱりもう減らないと思います。

永松指導主事：部活動については、令和5年からまたいろいろ形が変わっていくような方向で国が動き始めていますので、やはりその働き方改革がこれからどんどん教育の中でも、変わっていくところがあるのではないかなとは思っています。

今村委員：結局最後は子どもたちに影響してくるので、勤務時間を自分たちも減らすという方向にしていってほしいと思います。

以上です。

柴田教育長：それぞれの学校に、学校文化というものもありますから、校長先生を中心に、部活動の運営の在り方というのは、指針をつくっていますけども、そこは臨機応変に対応していかないとならざるを得ないのかなと思っています。

今は一律に、平日に1日と土日のどちらかは休むというふうになっています。

永松指導主事：その部活動が休みの日に、5時まで会議を入れたりとか、校内研修を行ったりしている学校もあります。

柴田教育長：今村委員や青木委員、私たちが現職のころとは、かなりさま変わりはしているということです。

あの頃は、生徒指導上、子どもたちとの時間を共有したほうが非常にいい信頼関係を築けていたのですが、今は難しいものがあります。勤務時間を減らすということは、逆に言ったら子どもと接する時間もかなり減っていくわけですので、どこで子どもたちと信頼関係を築いていくか、より高度な教師の手腕が問われるところでもあります。

それでは、よろしいですか。

これも4月から、指針として守っていくということです。

それでは、来年度の教育部主要事業について、部長のほうからお願いします。

榊部長：毎年この時期に、次年度の主要授業ということで、事業ごとに資料をお渡しして3月議会への提案の説明をさせていただいております。

今年度は、来年度の当初予算が骨格予算、いわゆる経常的な経費、委託とか必要な予算計上ということになります。実際の政策的な経費というのは6月議会の中で改めて提案をしてというふうになります。今回の部分についてはその主要事業というように形でお示しはしておりません。基本的には4月、5月に必要な経費を骨格予算として提案をするというふうな形になっ

ております。

例年度どおりの委託など、そういったところがございますけれども、今年度新たに設計委託料を骨格予算の中で提案をさせていただいておりますので、その分についてのみ、口頭で説明をさせていただきたいと思っております。

前回、教育委員会の中でも御審議いただきました給食施設の件でございます。担当の宮原教育総務課長のほうから概要説明をさせていただきたいと思っております。

宮原課長：津屋崎小学校の新共同調理場についてです。

令和3年度の骨格予算ということで、議会のほうにかけまして、予算計上いただければ速やかに発注、入札という形で、まずは設計業務に入っていきたいと思っております。

令和3年度、設計業務を行いまして、給食調理場としては約2,000食です。今後津屋崎小学校の児童の増に伴って教室が不足しますので、併せて教室を確保するため、今回調理場の施設としては2,000食、教室としては現在約7教室程度を見込んだ設計をかけていきたいと思っております。

予算可決後、速やかに入札ということで、1年間かけて設計に取り組んで、令和4年度工事、それで、令和5年度からの教室の供用ができるような計画を立てていきたいと思っております。

予算計上額としては、設計金額で約5,000万ということで作成のほうを進めております。

以上です。

柴田教育長：以前の教育委員会で説明をさせていただきましたね。

宮原課長：はいそうですね。

柴田教育長：よろしいですか。

## 6 日程第7 その他

柴田教育長：それでは、日程第7、その他について事務局からの説明をお願いします。

笹田係長：6ページに、卒業式と入学式の参列予定の一覧表を載せております。

先に御案内していたかとは思いますが、コロナウイルス防止対策の関係で、式典の内容は、参列者を少なくして、時間を短縮してということで、昨年度と同様のスタイルで実施する予定にしております。

教育委員の皆様には、教育委員会の事務局として参列をしていただきたいと思いますと思っております。

集合時間や場所などの連絡が学校から届きましたら、また皆様にはお渡しする予定ですので、どうぞよろしくお願いたします。

続けてスケジュールについてです。

7ページに本日以降4月1日までのスケジュールを載せております。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内いたします。

3月12日（金）、中学校の卒業式です。

3月16日（火）、神興幼稚園の卒園式です。

3月17日（水）、小学校の卒業式です。

3月24日（水）、教育委員会の定例会を予定しております。この日は教職員の人事の関係で午後3時からの予定をしております。

3月31日（水）、教職員の離任式です。図書館の2階で11時を予定しております。

4月1日（木）、教職員赴任式を午後2時から予定しております。

以上です。

柴田教育長：卒業式、入学式を含めて今後のスケジュール等の説明でした。

年度末に差しかかりますと、いろいろ時間をいただくことになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

## 7 日程第5 協議

柴田教育長：それでは、日程の第5の協議事項でございます。

これについては、生徒指導上の案件、あるいは、教職員の人事、あるいは、新設校について、竹尾緑地案を教育委員会としては進めてきたわけですが、今回はそれ以外の手光での案の場合や費用やスケジュール、教育施設などを、市として改めて比較検討していくということになりますが、庁内で協議がまだ進んでいない内容になりますので、日程第5の協議事項については、個人情報もありますので、非公開とすることを発議したいと思っておりますが、非公開にすることに賛成の委員の方は挙手をお願いしたいと思います。

（全員賛成）

全員賛成ですので、日程の第5につきましては、この案件については公開しないことで協議を進めたいと思っております。

誠に恐れ入りますが、傍聴の方は退出をお願いします。

（傍聴人退出）

～審議中案件のため非公開～

## 8 日程第8 閉会宣言

柴田教育長：それでは、第2回教育委員会定例会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。